

第33号議案

府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 5 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月府中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。